

熊本県保険医協会 FAX情報（その3）

今回の震災に伴い、保険証を紛失または自宅に残したまま避難しているなどの理由により、受診時に保険証を提示できない場合についての事務連絡が厚労省から出されましたので、取り急ぎお知らせいたします。

保険証を提示できない場合の取扱いについて

以下の事項を確認すれば、保険診療が可能です。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号）
4. 加入している医療保険者が分かる情報
 - ① 被用者保険の場合：事業所名
 - ② 国民健康保険の場合：住所と組合名
 - ③ 後期高齢者医療制度の場合：住所

※ 保険請求の際には、上記の確認事項をレセプトの欄外上部に記載して、支払基金または国保連合会に提出します。

※ 院外処方せんを交付する場合も、上記の確認事項を処方せんに記載して交付します。

熊本県保険医協会

（電話）096-385-3330 （FAX）096-385-6448